

職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分をしたので、公表します。

1 該当者 デジタル推進課 係長 男性（40歳代）

2 処分内容 減給10分の1 1月

3 処分年月日 令和5年6月28日（水）

4 処分理由

当該職員は、情報システム課に所属していた当時、令和4年度マイナポイント事業費補助金（以下、「補助金」という。）申請において交付手続きの誤認により、本来交付を受けるべき補助金27,413千円に対し、5,365千円少ない22,048千円の交付となる結果を招いたものである。

当該職員の行為は、地方公務員法第32条に規定する「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反し、同法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為である。

このことから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒処分とするものである。

5 管理監督者の責任

管理監督責任として、同日付けで上司である当時の総務部長、情報システム課長をいずれも「減給10分の1 1月」の懲戒処分とした。

<ご報告とお詫び>

このたび、市職員の事務の誤りにより、多大な御迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

このような事案が再び起こらないようチェック体制や再発防止策の徹底を図り、改めて法令遵守や公務員倫理及び服務規律の確保に取り組み、市政に対する市民の皆様の信頼回復に向けて全職員一丸となって邁進してまいります。

令和5年6月29日

座間市長 佐藤 弥斗